

# 建築物省エネ法第 30 条・第 36 条に基づく認定に係る技術的審査マニュアル（2017 非住宅編） 正誤表

最新の正誤表は <https://www2.hyoukakyukai.or.jp/monitor/textannai2/>にて公開します。

No	ページ 箇所	正	誤	更新日
1	P15	また、省エネ適合性判定等が必要な建築物にあっては、性能向上計画認定と同様に、本認定を受けることにより当該省エネ適合性判定等をしたものとみなされないため、注意が必要である。	また、省エネ適合性判定等が必要な建築物にあっては、性能向上計画認定と同様に、本認定を受けることにより当該省エネ適合性判定等をしたものとみなされることとなる。	2018/4/25
2	P174	削除	なお、換気代替空調機については、評価対象部分に供する設備であってもその計算から除外することも可能とする。	2019/5/20
3	P176	Chapter7-1（効率化）太陽光発電について <u>評価対象部分に供する太陽光発電設備について、通常の標準入力法に記載されている評価方法に準じて按分等を行うこととする。</u>  <参考>標準入力法 Chapter8. 太陽光発電設備の評価から該当部分の抜粋 また、同一敷地内にある別の建築物に太陽光発電設備を設け、電源系統が同一であり、売電をしない場合は、次のように評価を行う。 イ) 計算対象建築物のみに発電電力が供給される場合 全ての太陽光発電設備が計算対象建築物に寄与すると考え、全システム容量の値を入力する。 ロ) 計算対象建築物以外にも発電電力が供給される場合 全システム容量を年間電力消費量（計算値）もしくは延べ面積で按分した値を計算対象建築物に寄与するシステム容量と考え、この値を入力する。	Chapter7-1（効率化）太陽光発電について 部分評価において太陽光発電（様式7-1）を計算の対象とする場合、当該太陽光発電システムが売電を行わず、かつ、評価対象となる部分のみに電力供給を行っていることが条件となる。計算対象とした場合の入力及び確認事項等については、通常の標準入力方と同一となる。	2019/5/31
4	P176	Chapter7-2（効率化）コージェネレーションシステムについて  部分評価においてコージェネレーションシステム（様式7-2）を計算の対象とする場合、当該コージェネレーションシステムが、評価対象となる部分のみに供されていることを原則とする。計算対象とした場合の入力及び確認事項等については、通常の標準入力方と同一となる。	Chapter7-2（効率化）コージェネレーションシステムについて 部分評価においてコージェネレーションシステム（様式7-2）を計算の対象とする場合、当該コージェネレーションシステムが、評価対象となる部分のみに供されていることが条件となる。計算対象とした場合の入力及び確認事項等については、通常の標準入力方と同一となる。	2019/5/31